

1. 米国におけるドミナント規制について

弊社のような外資系事業者から見た場合、米国政府や欧州委員会が日本政府に様々な制度改革の要求をしていることから考えても、日本が公正競争条件の整備において欧米の先進諸国と比べ遜色のないものとなっているというNTT東西の認識（OECDリポート）は受け入れがたいものがあります。例えば、日本では以下のものが諸外国に比べ不十分と思われる。

- ✖️ ドミナントな事業者を規制する制度的枠組みが不十分であること。（事業法改正予定）
- ✖️ 日本政府によるNTT株式の保有。
- ✖️ 独立の規制機関が存在しないこと。
- ✖️ 小売／卸料金の逆転の問題、すなわち英国におけるスタックテストや米国におけるインピュテーションテストのような反競争的な料金に関する明確な基準が存在しないこと。
- ✖️ NTT東西の会計情報の公開が不十分なこと。等

さらにNTT東西は、「一方で、米国などはネットワークのオープン化に際し、規制対象会社に対するユニバーサルファンドの仕組みの構築や長期増分費用方式が限定的に適用されるなど、財務基盤が確保できるよう一定の配慮がされており、かつ業務範囲の規制は緩やかで自主的な経営努力により収益拡大が図れるようになっております。」と主張していますが、これは米国における規制の一面だけを取り上げた議論と思われる。例えば、米国で長期増分費用方式が限定的に適用されているとしても、米国の接続料はNTT東西のそれに比べ依然として極めて低廉であることをNTT東西は認識すべきです。また、NTT東西は、米国ではドミナントキャリアには詳細な会計情報の公開や小売／卸料金へのインピュテーションテストの適用など日本に比べより強い規制がなされている面があることを意図的に無視しているように思われます。

2. 光ファイバのボトルネック性について

NTT東西は、光ファイバについて「設備のボトルネック性は存在しない」と主張していますが、これは具体的なデータに基づかない根拠のない議論です。接続ルールの見直しに関する審議会答申（平成12年12月21日）によれば、NTT東西は、光ファイバの加入者回線数では全国平均で85%の占有率を占めていることから、光ファイバ設備は指定電気通信設備の範囲に含めて捉えていくことが適当である、としています。

また、NTT東西は、「競争環境のもとで設備構築がなされ」たことをもって設備のボトルネック性がないことの根拠としています。設備構築がなされた環境が競争的であったか独占的であったかはボトルネック性の有無に関係のないことです。これは、接続ルールの

見直しについての電気通信審議会第一次答申（平成12年12月21日）において、ボトルネック性は、「他に追従を許さない程の規模の設備を単独で保有することから、他の事業者が当該設備に依存せざるを得ない性格」と定義されていることから明らかです。

3. 投資インセンティブについて

N T T東西は、「IT革命の促進には、安定的・継続的なIP系サービスの提供が極めて重要であり、投資インセンティブを削がない環境を作る必要がある」と主張しています。しかしながら、投資インセンティブというものは、他の事業者がN T T東西と公正な競争が可能であると考えた場合に初めて確保されるものと思われます。N T T東西が適切に規制されず、他の事業者が市場から排除されてしまうような可能性のある状況においては、投資インセンティブは確保されません。全事業者の投資インセンティブを確保し、真のIT革命を促進するには、85%の加入者系光ファイバを独占するN T T東西とその他事業者との間の公正な競争条件の確保がなにもまして重要だと考えます。

4. E U諸国における光ファイバの提供義務について

E U諸国においては、同様の設備を建設することが非経済的である場合、あるいはボトルネック設備である場合、関係事業者の意見聴取の後規制当局が提供を命じた電気通信設備については、事業者は他の事業者に提供する義務があります。これは、ファイバであるか否かに関わりありません。N T T東西は、E Uにおいては事業者き一律に光ファイバについて提供義務なしと主張していますが、この主張は正しくないと考えます。

5. 定額の接続料の具体的な算定方式について

定額の接続料の具体的な算定方式については、パブリックコメントのみならず研究会等の場で議論されるべきとのK D D I殿の意見を支持いたします。

前回の弊社の意見書でも述べましたが、定額制接続料の算定方式を検討にあたっては、この研究会等においてまずN T T東西は「テレホーダイ」、「i・アイプラン」、「フレッツISDN」等の料金設定の考え方を開示すべきと考えます。これにより、現在の利用者向けの定額制料金の妥当性を検証するべきです。

N T T東西は、「接続料は従来と同様に設備コスト及び利用量に見合った料金体系とすべきであり、各事業者の競争戦略により設定されるユーザ料金体系に合わせて設定したり、その料金水準をもとに設定するものではないと考えます。」と主張していますが、接続料とユーザ料金の関係は反競争的な料金設定が可能とならないよう適切に規制がなされるべき

です。接続料とユーザ料金の関係が反競争的か否かを見るための基準として、英国のストックテストや米国のインピュテーションテストのような基準が日本にも導入されるべきと考えます。

6. キャリアズレートについて

競争促進のためにはN T T東西のような市場支配的な事業者はキャリアズレートを導入することが必要です。キャリアズレートが設定されれば新規参入が促進され、電気通信におけるさらなる革新を促進するものと思います。これにより利用者は多様なサービスを受けることが可能となります。

現時点では平均的な個人顧客や法人顧客では音声サービスがデータ系サービスに比べまだ主要なサービスを占めています。この音声サービスについてより一層、競争促進が図られなければなりません。電気通信市場の主要部分である音声サービスについては、より多くの競争事業者が興味を示すような環境でなければならないと思います。このためには、市場支配的な事業者は、低廉な料金でそのネットワーク設備を利用させることが求められていると思います。

データ系サービスについても同様と考えます。N T T東西が日本全国にあまねくデータ系ネットワークを有している限りは、他の事業者はそれを利用せざるを得ないこととなります。音声サービスと同様、市場支配的な事業者は、キャリアズレートによりデータ系サービスについてもネットワーク設備を利用させることが求められています。

以上